

松原地区複合拠点整備事業  
設計・施工業務等一括発注公募型プロポーザル  
審査基準

広島県安芸太田町

令和8年5月18日

# 松原地区複合拠点整備事業 設計・施工業務等公募型プロポーザル 審査基準

## 第1 総則

松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）は、本事業における事業者の選定に当たり、本町が契約の相手方を適正に審査、評価するための基準を示したものである。

なお、この審査基準は、松原地区複合拠点整備事業設計・施工業務等公募型プロポーザル事業者募集要項（以下「募集要項」という。）その他安芸太田町が本事業に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱うものとする。

## 第2 審査及び評価項目と配点

審査は、一次審査、二次審査に分けて実施する。

### 1 一次審査

(1) 参加者の構成及び資格の適格審査（適格・失格）

### 2 二次審査

(1) 定性的事項の審査（事業計画等に関する技術提案審査）（120点）

① 実施体制に関する評価（60点）

② 施設計画に関する評価（60点）

(2) 定量的事項の審査（見積価格等に関する審査）（30点）

① 実績に関する評価（10点）

② 見積価格に関する評価（20点）

## 第3 審査及び評価方法

### 1 一次審査

一次審査は、参加者の構成及び資格の適格審査として、募集要項に示す参加者の構成及び資格要件を満たしていることを確認する。

なお、資格要件を満たしていない場合は失格となる。

### 2 二次審査

二次審査は、提案事業者への非公開ヒアリングとして、プレゼンテーション20分及び質疑応答20分（時間は予定。前後する場合がある。）を行い、以下に示す評価方法、評価項目を基に、定性的事項の審査（120点）、定量的事項の審査（30点）の計150点を満点とした上で、委員の評価点の合計により評価する。

二次審査に参加する者は1グループ（単独企業による応募の場合は1社）最大5名までとし、各業務を担当する企業から代表1名以上かつ、設計業務及び建設業務の配置予定技術者の出席を必須とする。

プレゼンテーションに使用できる資料は、技術提案書、パワーポイント、模型等とする。パワーポイントを使用する場合は、スクリーン及び電源コンセントは本町で用意するので、それ以外の必要な機材は参加者が用意すること。

### (1) 定性的事項の審査（120点）

#### ① 評価方法

定性的事項の審査は、②に示す全ての評価項目の基準配点に、下表の評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。

評価区分		配点比率
A	特に優れている	当該項目の配点 × 100%

B	優れている	当該項目の配点 × 80%
C	普通	当該項目の配点 × 60%
D	やや劣っている	当該項目の配点 × 40%
E	劣っている	当該項目の配点 × 20%

② 評価項目と配点

ア 事業実施体制・事業計画に関する評価（配点：60 点）

評価項目	評価の視点	基準配点
事業実施体制に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施体制</li> <li>・構成員の役割の適正性</li> <li>・技術者の能力、配置の適切性</li> </ul>	10
事業実施体制における地域貢献に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元事業者の積極的な活用</li> </ul>	10
事業工程計画に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案した工程や期間での業務の実行性</li> <li>・事業全体の工期を短縮する工夫（各種調査・許認可、施設の設計・各種申請、建設等全ての工期を含む）</li> </ul>	10
物価高騰リスク等への対応に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格高騰、予算超過の兆候が見られた際に、迅速に提示できるコスト抑制策を持っているか</li> <li>・コストの妥当性を証明するためのエビデンス（見積比較、市場単価）の提示方法とその透明性</li> <li>・事業全体におけるリスク発生時のバックアップ体制</li> </ul>	20
その他の配慮事項に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他事業計画上の配慮した点</li> </ul>	10

イ 施設計画に関する評価（配点：60 点）

評価項目	評価の視点	基準配点
全体配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の配置の適切性</li> <li>・動線の適切性（利用者の動線の安全性・機能性等）</li> <li>・その他独自に配慮した点</li> </ul>	10
施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部屋等の配置の適切性</li> <li>・運営コスト削減に配慮した点</li> <li>・防災、防犯上の機能や安全性に配慮した点</li> <li>・その他計画上配慮した点</li> </ul>	15
建築デザイン・景観、周辺住環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインコンセプト</li> <li>・色彩、内外装仕上げ等の計画の適切性</li> <li>・維持管理コスト削減、景観や周辺住環境への配慮</li> <li>・その他独自に配慮した点</li> </ul>	15

魅力的な部室棟計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な交流施設としての創造性</li> <li>・本町の魅力体験施設としての魅力性</li> <li>・最新の ICT 技術等を活用した、画期的な機能性</li> <li>・その他独自に配慮した点</li> </ul>	20
-----------	--	----

(2) 定量的事項の審査 (30 点)

ア 対象施設類似施設 (お試し住宅や人材交流拠点等) の設計及び施工の実績 (規模、件数による審査) による配点を行う。

設計の実績

- ・ 500 m<sup>2</sup>以上で複数の実績 5 点
- ・ 500 m<sup>2</sup>以上の実績 4 点
- ・ 300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の実績 3 点
- ・ 200 m<sup>2</sup>未満の実績 2 点
- ・ 実績無し 0 点

施工の実績

- ・ 500 m<sup>2</sup>以上で複数の実績 5 点
- ・ 500 m<sup>2</sup>以上の実績 4 点
- ・ 300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の実績 3 点
- ・ 200 m<sup>2</sup>未満の実績 2 点
- ・ 実績無し 0 点

イ 価格提案書に記載された金額について、以下に示す算定方法で配点を行う。

価格評価点 = (最も低い提案額 / 当該提案額) × 20 点 (小数点第 1 位以下切り捨て)

#### 第 4 選定方法

定性的事項の審査と定量的事項の審査による総評価点の 50 パーセント以上の者の中で最高得点の者を優先交渉権者として選定し、最高得点の者の次に高得点の者を次点として選定する。

最高得点が多数ある場合は、定性的事項の審査についての得点が上位の者を選定することとし、定性的事項の得点と同じ場合は、評価区分 A の項目が多い者を選定する。

応募者が 1 者の場合は、提案内容が審査により一定の基準を満たしかつ、提案内容等を基に審査員で行う協議の結果、再度プロポーザルによる選定を行う必要が無いと認められた場合は、その者を選定する。

■ 審査フロー

